

重症心身障害者通園（生活介護）

# えぶりのご案内



千葉県千葉リハビリテーションセンター  
児童発達支援センター

千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2

☎043-291-1831（代表）

## 1 生活介護 えぶりの概要 P1～P3

- 1) 目的
- 2) 対象
- 3) 職員の体制
- 4) 内容
- 5) 実施日と時間
- 6) 実施場所
- 7) 1日の定員
- 8) 送迎
- 9) 1日の流れ
- 10) 主な年間行事
- 11) 昼食
- 12) 入浴
- 13) えぶりでのリハビリについて
- 14) 費用について
- 15) 個別相談
- 16) 連絡ツール



## 2 えぶりを利用するにあたって P4～P6

- 1) 利用開始までの流れ
- 2) 個別支援計画
- 3) 提出書類
- 4) 持ち物
- 5) 利用希望について
- 6) 利用前の健康チェック
- 7) 欠席の連絡
- 8) 災害時の対応について
- 9) 外来受診について

## 4 その他 P6

- 1) 苦情解決・第三者機関
- 2) 個人情報
- 3) 実習生の受け入れ



## 1 生活介護 えぶりの概要

### 1) 目的

居住地の通所施設に充分に通えない重症心身障害者に、活動を通して他者との関わりや社会とのつながりを持ち、充実した時間を過ごせるよう支援します。

健康状態の観察や生活支援、相談支援を行いご家族の介護負担の軽減を図り、在宅生活を送れるよう支援します。

### 2) 対象

18歳以上の重症心身障害のある方。障害が重度、医療ケアが濃厚などの理由で、居住地の通所施設に充分に通えない方。

医療ケアが必要な方でベッド上での対応が可能な方。

### 3) 職員の体制

サービス管理責任者、介護福祉士、保育士、看護師、社会福祉士、理学療法士  
医師

### 4) 内容

専門職による医療ケア、生活支援を行います。ゲームや創作的活動、生産活動などを通して季節を感じたり、他者との関わりを楽しめるよう日中活動を行います。

### 5) 実施日と時間

月・火・水・木・金・土 9:30~16:00

祝祭日及び12月29日~1月3日は休みとします。

### 6) 実施場所

千葉リハビリテーションセンター 1階 成人通園活動室

### 7) 1日の定員 6名

### 8) 送迎

ご家族による自主送迎をお願いしています。

※当センターによる送迎サービスはありません。

## 9) 1日の流れ

		月・火・水・木・金	土
午前	9:30~10:00	登所	
	10:00~10:10	健康チェック 朝の会	
	10:10~11:20	入浴	日中活動
	11:20~12:00	排泄介助・昼食準備	
午後	12:00~13:00	昼食	
	13:00~13:30	口腔ケア・排泄介助	
	13:30~14:30	日中活動	
	14:30~15:00	排泄介助・個別活動等	
	15:00~15:30	水分補給	
	16:00	降所	

### 10) 主な年間行事

入所式、家族懇談会、センター夏祭り、外出活動、個人面談  
総合療育センターまつり、二十歳を祝う会、その他季節の行事

### 11) 昼食

ご本人の摂食機能に適した食形態で提供します。栄養剤などの注入物をご持参ください。

### 12) 入浴

平日に入浴サービスを実施します。  
1日の入浴人数は4人までとなります。

### 13) えぶりでのリハビリについて

平日10時~11時に理学療法士による姿勢援助や呼吸ケアなどのリハビリを行います。その日の利用者全員にリハビリが行われるわけではありません。



#### 14) 費用について

生活介護の福祉サービス部分の利用者負担額をお支払いいただきます。

詳細は個別にお問い合わせください。負担上限額は所得や医療費助成制度の種類に応じて異なります。請求書は毎月末に締め、翌月中にご自宅へ郵送します。請求書を受け取りましたらなるべく早めに会計窓口でお支払ください。

銀行引き落としも可能ですので、ご相談ください。

上記以外に、

- ①食費（食費負担額は、食事提供体制加算に該当する場合は290円、非該当の場合は610円です）
- ②入浴に係る日用品費および水道光熱費として、入浴1回につき200円ご負担いただきます。

#### 15) 個別相談

必要に応じて、面談や家庭訪問、地域の通所施設への訪問等も実施します。

また、年に1回ご家族と職員で個人面談をさせていただきます。

ご相談がありましたら、遠慮なく職員に声をかけてください。

#### 16) 連絡ツール

- 一斉メールサービス「まちコミ」の登録をお願いします。  
「まちコミ」では、えぶりからののお知らせを一斉メールで送信します。
- メール登録もお願いします。メールは利用希望のお知らせや欠席連絡など個別でのやりとりに使用します。  
緊急時の連絡手段としても使用します。



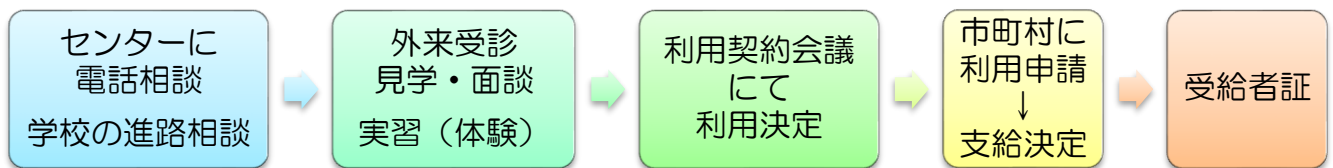
## 2 えぶりを利用するにあたって

### 1) 利用開始までの流れ

ご利用を希望される方は、当センターに電話にてご相談の上、見学・面談に来ていただきます。当センター小児神経科の受診歴がない方は、受診していただく必要があります。学校の進路担当の先生より連絡を頂く場合もあります。実習(体験利用)をしていただき、当センターの利用契約会議にて利用決定となります。

基本的に新規の契約は年度初めの4月となります。

ご家族がお住まいの市町村障害福祉担当課に利用申請を提出していただくと、市町村より利用決定が通知され受給者証が送付されます。



### 2) 個別支援計画

ご利用にあたり、サービス管理責任者がご本人、ご家族と面談を行い、個別支援計画書を作成します。ご家族から同意を得て、個別支援計画に基づき個々のニーズに応じた支援を行います。

### 3) 提出書類

- ・健康保険証
- ・受給者証 (コピーさせていただきます。)
- ・身体障害者手帳・療育手帳 (コピーさせていただきます。)
- ・利用者情報用紙「入院される方へ」
- ・契約書
- ・重要事項説明書
- ・通所サービス利用に関わる情報提供についての同意書
- ・利用者の写真・ビデオ撮影、掲載等についての同意書



### 4) 持ち物

- ・持ち物には全てお名前を明記してください。
- ・高価な物、危険な物はお持ちにならないでください。
  - ① えぶりファイル (通園記録)
  - ② 診察券
  - ③ 衣類 (着替え1~2セット)
  - ④ 内服薬 ※1回分ずつホチキス等でとめ、必ず記名して下さい。
  - ⑤ 医療機器・医療ケア物品 (呼吸器、吸引器、シリンジ等の必要な物)
  - ⑥ 歯ブラシ・コップ
  - ⑦ 紙オムツ、尿取りパット、おしりふき
  - ⑧ ハンドタオル (毎日1枚+予備1枚)、食事用タオル1枚 (食事の方のみ)
  - ⑨ ビニール袋 数枚 (汚れもの入れ用)
  - ⑩ 箱ティッシュ 1箱

## 5) 利用希望について

利用希望は、利用希望表かメールでお知らせください。利用希望の締め切りは前月の20日となります。利用調整後、追加の利用について個々にお知らせします。利用日に外来受診の予約やリハビリの予約がある時は予約時間、診療科をお知らせください。

## 6) 利用前の健康チェックについて

- ① 利用日は、ご自宅で健康状態をよく観察し、検温等の必須事項を通園記録に記載してください。
- ② 健康状態の良くない日や、ご家族に感染症に罹患されている方がいる場合は、ご利用をお控えください。
- ③ 入院治療して退院した場合、退院日と翌日は原則ご自宅で療養してください。
- ④ 利用前の健康チェックについて、判断に迷う場合は電話でご相談ください。

## 7) 欠席の連絡

### ① 当日の場合

メールでの連絡は、朝8時45分までにお願いします。欠席理由と体調不良の際はご本人の状況もお知らせ下さい。

電話での場合は、朝8時45分～9時30分の間に、下記、児童発達支援センター通園科までお願いします。

**電話番号 043-291-1831**

(児童発達支援センター：通園科 内線175・えぶり 内線159)

### ② 事前にわかっている場合

キャンセル待ちされている方もいますので、分かり次第早めにご連絡ください。

### ③ 欠席時対応加算

利用予定日の当日、前日、前々日(日・祝を除く)に欠席のご連絡があった場合に算定させていただきます。1回あたりのご本人負担は94円となります。

## 8) 災害時の対応について

災害時に備えて、予備薬2日分と注入1回分を車椅子に常備してください。

えぶりご利用中に大規模な災害が発生し、お迎えが困難な場合は、予備薬や注入物を使用し、センター内で待機します。

道路事情等、回復次第お迎えをお願いします。

### 9) 外来受診について

えぶり利用中に体調不良などで診察を受けた際は、外来受診扱いとなります。  
医事課で受付をしていただき、実施された医療処置の料金を保険請求させていただきます。

## 3 その他

### 1) 苦情解決・第三者機関

通園事業における苦情やご相談は苦情受付窓口にて承ります。  
また、苦情解決のため、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。  
エレベーター横の掲示板に「苦情申出窓口について」掲示しておりますので、ご確認ください。

### 2) 個人情報

地域生活を支援していくために、ご家族の同意のもと、地域の支援機関や医療機関、学校等に必要最低限の情報を提供する場合があります。

### 3) 実習生の受け入れ

各専門職種養成校の実習生を受け入れています。学生が生活支援の現場で実習を行う場合がありますので、ご了承ください。



作成 平成28年4月7日

改定 令和3年4月1日

改訂 令和5年4月1日

改訂 令和6年4月1日